【お知らせ】休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更について

2018年1月1日に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)第2条第4項第2号に規定する事由のうち、当組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更を申請し、承認されたことをお知らせいたします。

なお、本件に伴う預金規定の改定はございません。

≪異動事由の変更点≫

変更前	変更後
① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳 (記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。ただし、 当該異動事由に該当する預金種別は下表「預金種類別の異動事由 該当可否一覧」のとおりとします。	① 同左
② お客様からの残高の確認があったこと(ATMによる残高照会(ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。))。なお、当該異動事由に該当する預金種別は下表「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。	② 同左
③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限ります。)。なお、当該異動事由に該当する預金種別は下表「預金種類別の異動事由該当可否一覧」のとおりとします。	③ <u>(ただし書きを削除)</u>

変更後の休眠預金等のお取扱いについては「【重要なお知らせ】休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ」をご参照ください。